

平成25年(2013年)12月19日

過労死防止基本法制定実行委員会
実行委員長
森岡孝二様

姫路市議会議長
杉本博



請願の結果について(通知)

このことについて、平成25年11月15日付で提出されました請願は、平成25年12月19日開催の市議会において下記のとおり議決されましたので通知します。

記

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 件名 | 「過労死防止基本法」の制定に関する意見書の提出を求めることについて |
| 2 | 結果 | 採択 |
| 3 | 特記事項 | 要望書送付 |

「過労死防止基本法」の制定を求める要望書

過労死が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて、年齢、性別、職種を超えて広がり続けています。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。

しかしながら、この規制が、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすべき」「最低のもの」(労働基準法第1条)であるにもかかわらず、実際の労働現場においては、過重な長時間労働が蔓延し、それが当たり前かのようにになっているのが現状です。

労働者は、いくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

また、昨今の経済雇用情勢の中、1人の労働者に長時間残業を集中させるのではなく、できるだけ多産業の労働者でワーク・シェアをすることが、多くの雇用をつくり出す上でも有効です。

過労死・過労自殺撲滅が叫ばれて久しい中、減少するどころか広がり続けていることからすれば、個人や家庭、個別企業の努力に任せていたのではその目標を達成できないことは誰の目から見ても明らかです。そうである以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

すでに本基本法の制定を求める請願署名が全国で40万筆以上も寄せられており、本基本法の制定は、多くの国民の願いとなっています。

よって、過労死・過労自殺のない社会にするため、下記事項を内容とする「過労死防止基本法」の制定を強く要望します。

記

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

平成25年12月19日

姫路市議会議長
杉本博昭

<送付先>
衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣